

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発明規則

〔平成13年4月2日
制 定〕

平成16年3月31日改正

平成16年11月29日改正

平成18年4月1日改正

平成19年3月30日改正

平成20年4月1日改正

平成25年3月29日改正

平成28年4月1日改正

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の研究員が行った発明等の取扱いについて定め、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

一 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権及び商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権並びに外国における上記各権利に相当する権利

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利及び商標法に規定する商標登録を受ける権利並びに外国における上記各権利に相当する権利

ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び同号の3のデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

エ 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値があるものの中から、理事長が特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

二 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許権の対象となるものについては発明

イ 実用新案権の対象となるものについては考案

ウ 意匠権、商標権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作

エ ノウハウを対象とするものについては案出

三 「発明者」とは、前号の発明等を行った者をいう。

四 「職務発明等」とは、研究員等が行った、次の各号の一に該当する発明であつて、発明等の性質上研究所の業務範囲に属するもののうち、当該発明等をするに至った行為が研究所における研究員等の現在又は過去の職務に属する発明をいう。

ア 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、研究所からの特別の研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明等

イ 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、研究所より特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明等

五 「出願等」とは、特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続等を行うことをいう。

六 この規則において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項各号に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為、意匠法第2条第3項に規定する行為、商標法第2条第3項に規定する行為、著作権法に規定する複製、上映、公衆送信、頒布及び翻案並びにノウハウの使用をいう。

2 この規則で「研究員等」とは、研究所の理事長、理事、部長（総務部長を除く。）及びインクルーシブ教育システム推進センター長、上席総括研究員、総括研究員、主任研究員、研究員並びに研究活動に従事する職員等をいう。

（権利の帰属）

第3条 研究所は、職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を当然に承継し、これを所有するものとする。ただし、研究所が認めるときは、知的財産権の全部又は一部を発明者に返却することができるものとする。

（発明等の届出）

第4条 研究員等は、その行った研究の成果が、発明等に該当すると認めるときは、別に定めるところにより、必要な事項を（所属部等の長を経由して）理事長に速やかに届け出るものとする。

（発明委員会）

第5条 研究所に発明委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は理事長の諮問に応じ、研究員等の発明等に係る権利の帰属等に関し審議する。

3 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

4 委員は、研究員等の中から理事長が委嘱する。

5 委員長は、委員の互選による。

6 委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

7 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

8 委員長の必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(職務発明等の認定・権利の帰属の決定)

第6条 理事長は、第4条の規定による届出があったときは、委員会の審議を経て、職務発明等の該当の可否、知的財産権の発明者への返却の可否及び返却を行う場合はその知的財産権の持分割合を決定しなければならない。この場合、理事長は、速やかに（届出のあった日から起算して60日以内に）当該決定を行うものとする。

(発明者への通知)

第7条 理事長は、前条の認定及び決定を行ったときは、理由を付して、速やかに当該発明等を行った研究員等（以下「発明者」という。）に所属部等の長を通じて文書で通知するものとする。

(異議の申立)

第8条 発明者は第6条に規定する理事長の決定に明白な異議があるときは前条に規定する通知を受けた日から30日以内に、文書により所属部等の長を経由して理事長に対し異議を申し立てることができるものとする。

2 理事長は、前項の申立があったときは、委員会の意見を徴したうえで異議の可否を決定するものとする。

3 理事長は、前項の決定に従い適切な処置を講ずるものとする。

(譲渡証書の提出)

第9条 発明者は、第6条の規定により研究所が承継することを決定した発明等については、発明者は、当該権利を研究所に譲渡するものとし、速やかに理事長に譲渡証書その他必要な書類を提出するものとする。

(任意譲渡)

第10条 発明者は、理事長に対し、第6条の規定により、研究所が職務発明に該当しないと決定した発明等について、当該知的財産権を研究所に譲渡する旨を申し出ることができるものとする。

2 前項の場合において、理事長は、当該知的財産権の承継の可否及び持分割合を決定するものとする。なお、第6条及び第9条の規定は任意譲渡について準用する。

(出願)

第11条 理事長は、第6条の規定により職務発明等に係る知的財産権を研究所が承継すると決定したときは、速やかに出願等を行うものとする。

(制限行為)

第12条 発明者は、研究所が当該発明者の発明等について、職務発明等でないと認定をし、又

は職務発明等であるがその権利を研究所が承継しないと決定した後でなければ、原則として当該発明等の出願等をし、又は当該発明等の権利を第三者に譲渡してはならない。

(補償金の支払い)

第13条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、当該発明等に係わる発明者に対し、別に定める補償金を支払うものとする。

- 一 研究所が第2条第1項第1号イに規定する権利を承継し、これが登録になったとき。
- 二 研究所が知的財産権の実施により収入を得たとき。
- 三 研究所が知的財産権を処分し、これの実施により研究所が収入を得たとき。

2 前項の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡したときの補償)

第14条 前条に定める補償金を受ける権利は、当該権利に係わる発明者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

(プログラム等の届出)

第15条 研究員等は、創作したプログラム等が次の各号のいずれかに該当する場合は、プログラム等創作開示書により、速やかに理事長に届け出なければならない。

- 一 有償又は無償を問わず研究員等以外に利用させる場合
- 二 財産的価値が顕在化した場合
- 三 プログラム等の著作権に対し侵害の疑義が生じた場合
- 四 理事長より届出を求められた場合
- 五 その他必要と認める場合

(プログラム等の管理)

第16条 理事長は、研究所に帰属が決定したプログラム等については、適正に管理するとともに、必要があれば研究員等に適正に管理させなければならない。

2 理事長は、前項のプログラム等について、著作権法等に基づく登録が必要であると認めるときは、出願等を行うものとする。

(著作者人格権の不行使)

第17条 研究所に帰属が決定したプログラム等の創作者は、著作権法第17条に規定する著作者人格権又は外国における前記権利に相当する権利を行使しないものとする。

(ノウハウの届出)

第18条 研究員等は、ノウハウを案出したときは、そのノウハウを厳重に秘匿し、管理すると

ともに、案出したノウハウが次の各号のいずれかに該当する場合は、ノウハウ案出開示書により、速やかに理事長に届け出なければならない。

- 一 有償又は無償を問わず研究員等以外に利用させる場合
- 二 財産的価値が顕在化した場合
- 三 理事長より届出を求められた場合
- 四 その他必要と認める場合

(ノウハウの指定及び管理)

第19条 理事長は、研究所に帰属が決定したノウハウについて、研究所において管理すべきノウハウとして指定するとともに、その旨をノウハウ案出開示書の届出者に通知しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により指定されたノウハウ（以下「指定ノウハウ」という。）を、その発明者及び指定ノウハウを知り得た者に厳重に秘匿させ、管理させなければならない。

(ノウハウの秘匿)

第20条 発明者は、指定ノウハウを厳重に秘匿し、管理するとともに、次の各号に掲げる場合を除き、他の者に開示又は漏洩してはならない。

- 一 研究所との間の契約において守秘義務が課せられている者に開示する場合
 - 二 技術指導を行うために、理事長の承認を得て研究所の研究員等が開示する場合
 - 三 理事長が指定ノウハウの指定を取りやめた場合
- 2 指定ノウハウを知り得た研究員等は、その指定ノウハウを厳重に秘匿及び管理するとともに、次の各号に掲げる場合を除き、その指定ノウハウを他の者に開示又は漏洩してはならない。
 - 一 研究所との間の契約において守秘義務が課せられている者に開示する場合
 - 二 理事長が指定ノウハウの指定を取りやめた場合
 - 3 前2項の規定は、発明者及び指定ノウハウを知り得た研究員等が研究所を退職した後も適用するものとする。

(秘密保持の義務)

第21条 発明者の発明の取扱いに関する事務に携わる者は、その事務を迅速に処理するとともに、発明の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

(退職後の取扱い)

第22条 発明者が退職した場合において、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、この規則によるものとする。

(事務の委任)

第23条 理事長は、この規則に規定する事務の一部及びそれらに付帯する業務を他の者に委任することができる。

(実施細則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。